

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(資格等)</p> <p>第3条 時間雇用教職員の資格、職務内容、雇用年齢上限及びその他の事項は、別表第1、別表第2及び別表第3の職名ごとの区分に応じ、同表の定めるところによる。</p> <p>(中略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第22条 時間雇用教職員の給与は、基本給、通勤手当、特殊勤務手当、特勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当及び特別報奨金とする。</p> <p>(基本給)</p> <p>第23条 時間雇用教職員の基本給は、時間給とする。</p> <p>(時間給の決定)</p> <p>第24条 時間雇用教職員の時間給は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる時間雇用教職員の別に、次の各号に定める額とする。ただし、個別に承認を受けた場合は、その額とする。</p> <p>(1) 別表第1に掲げる時間雇用教職員の時間給は、別表第4の職名欄の区分に対応する時間給欄に掲げる額とする。</p> <p>(2) 別表第2に掲げる時間雇用教職員の時間給は、別表第5に掲げる額とする。</p> <p>(3) 別表第3に掲げる時間雇用教職員の時間給は、別表第6の職名欄の区分に対応する時間給欄に掲げる額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第26条 <u>契約期間が1月以上ある時間雇用教職員(法科大学院特別教授・准教授及び専門職大学院特別教授・准教授を除く。)</u>には、給与規程第18条に定める教職員の例に準じて通勤手当を支給することができる。</p> <p>(中略)</p>	<p>(資格等)</p> <p>第3条 (同左)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第22条 時間雇用教職員の給与は、基本給、特殊勤務手当、特勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当及び特別報奨金とする。</p> <p>(基本給)</p> <p>第23条</p> <p>(時間給の決定)</p> <p>第24条</p> <p>(同左)</p> <p>第26条 (削除)</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 この規則の施行の日の前日において時間雇用教職員として雇用していた者を当該雇用していた職名と同一の職名で引き続き雇用する場合においては、改正後の規定にかかわらず、当該同一の職名における雇用が継続する限り、なお従前の例によることができる。</p>

改 正 前

改 正 後

2 国立大学法人京都大学有期雇用教職員及び時間雇用教職員の雇用年齢上限後の雇用に関する特例を定める規則（平成18年達示第49号）第1条の規定により雇用する時間雇用教職員に支給する給与は、改正後の第22条及び第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第2条・第3条・第4条関係）

別表第1（第2条・第3条・第4条関係）

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用上限年齢	その他の事項
事務補佐員	当該業務の遂行能力がある者	事務の補佐業務に従事	満60歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)	・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る ・本学に在籍する学生は、原則としてオフィス・アシスタントとして雇用する
技術補佐員		技術に関する職務の補佐業務に従事		
医療技術補佐員		医療に関する職務の補佐業務に従事		
看護技術補佐員		看護技術に関する職務の補佐業務に従事		
技能補佐員		技能に関する職務の補佐業務に従事		
教務補佐員		教務に関する業務の補佐業務に従事		
労務補佐員	当該業務の遂行能力がある者	労務作業に従事	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)	
研究支援推進員	当該研究プロジェクトに係る特殊な技能や熟練した技術を必要とする研究支援業務に従事	当該研究プロジェクトに係る特殊な技能や熟練した技術を必要とする研究支援業務に従事	満60歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)	・当該研究支援推進経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く ・選考基準は当該部局が定める
(略)				

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用上限年齢	その他の事項
事務補佐員	当該業務の遂行能力がある者	事務の補佐業務に従事	満60歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)	・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る ・本学に在籍する学生は、原則としてオフィス・アシスタントとして雇用する
技術補佐員		技術に関する職務の補佐業務に従事		
医療技術補佐員		医療に関する職務の補佐業務に従事		
看護技術補佐員		看護技術に関する職務の補佐業務に従事		
技能補佐員		技能に関する職務の補佐業務に従事		
教務補佐員		業務に関連のある分野の修士修了以上又は2年以上の業務に有益な実務経験がある者		
労務補佐員	当該業務の遂行能力がある者	労務作業に従事	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)	
研究支援推進員	当該業務の遂行能力がある者	当該研究プロジェクトに係る特殊な技能や熟練した技術を必要とする研究支援業務に従事	満60歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳)	・当該研究支援推進経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く ・選考基準は当該部局が定める
(同左)				

(中略)

改正前		改正後	
別表4（第24条関係）		別表4（第24条関係）	
職名	時間給	職名	時間給
事務補佐員	A 900円	事務補佐員	900円から1,600円 までの範囲で50円 単位の額
技術補佐員	B 1,000円	技術補佐員	
技能補佐員	C 1,100円	技能補佐員	
労務補佐員、研究支援推進員 オフィス・アシスタント（事務補佐、技術補佐、技能補佐又は労務作業の業務に限る）	D 1,200円	労務補佐員、研究支援推進員 オフィス・アシスタント（事務補佐、技術補佐、技能補佐又は労務作業の業務に限る）	
医療技術補佐員	A 900円	医療技術補佐員	900円から1,900円 までの範囲で50円 単位の額
オフィス・アシスタント（医療技術補佐の業務に限る）	B 1,000円	オフィス・アシスタント（医療技術補佐の業務に限る）	
	C 1,100円		
	D 1,200円		
	E 1,300円		
	F 1,400円		
	G 1,500円		
	H 1,600円		
	I 1,700円		
看護技術補佐員	A 1,000円	看護技術補佐員	1,000円から2,500 円までの範囲で50 円単位の額
オフィス・アシスタント（看護技術補佐の業務に限る）	B 1,100円	オフィス・アシスタント（看護技術補佐の業務に限る）	
	C 1,200円		
	D 1,300円		
	E 1,400円		
	F 1,500円		
	G 1,600円		
	H 1,700円		
	I 1,800円		
	J 1,900円		
	K 2,000円		
	L 2,100円		
	M 2,200円		
	N 2,300円		
教務補佐員	A 1,000円	教務補佐員	1,200円から2,000 円までの範囲で50 円単位の額
オフィス・アシスタント（教務補佐の業務に限る）	B 1,200円	オフィス・アシスタント（教務補佐の業務に限る）	
	C 1,400円		
	D 1,600円		
	E 1,800円		
雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。		雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。	

改 正 前			改 正 後		
別表5（第24条関係）			別表第5（第24条関係）		
職名	時間給		職名	時間給	
医師、歯科医師 寄附講座教員、寄附研究部門教員 研究員 共同研究講座教員、共同研究部門 教員	A	1,300 円	医師、歯科医師 寄附講座教員、寄附研究部門教員 研究員 共同研究講座教員、共同研究部門 教員	1,300 円から 3,900 円までの範囲で 100 円単位の額	
	B	1,500 円			
	C	1,700 円			
	D	1,900 円			
	E	2,100 円			
	F	2,300 円			
	G	2,500 円			
	H	2,700 円			
	I	2,900 円			
	J	3,100 円			
	K	3,300 円			
	L	3,500 円			
	M	3,700 円			
	N	3,900 円			
(後 略)					